

栄章候補推薦基準

平成 24 年 12 月 1 日制定

◎ 日本陸上競技連盟関係

1 秩父宮章

- ① (財)日本陸上競技連盟「秩父宮章推薦基準」(別表)によるが、長野陸上競技協会としては理事以上を歴任し、特に功績のあった者の中から推薦する。
- ② 受賞者の年齢は 50 歳以上とする。(当該年度の 3 月 31 日を持って算定する)。

別表

区分	内容	役職	年数・その他
本 部		(1)会長、副会長、専務理事	2 年
		(2)本部長、顧問、審議員、監事、理事 専門委員(部)長、評議員、専門副委員長	4 年
		(3)専門委員、コーチ、参与、	6 年
		(4)規程に定められた特別委員会委員	特に功績顕著なる者
地 方	地域陸協	(1)会長、副会長、理事長 (2)理事、専門委員(部)長、コーチ (3)顧問、参与	
	加入団体	(1)会長、副会長、理事長 (2)理事、顧問、参与、専門委員、コーチ (3)加入団体(クラブ)(会長、副会長、理事) (4)学校、会社、事業所の部長・監督	5 年 5 年 10 年 10 年
本部・地方共通		(1)競技場管理、用器具、施設の改良 (2)審判、競技技術の進歩に寄与 (3)協力団体役員 (4)浄財寄付	10 年 10 年 6 年 特に功績顕著なる者

2 高校優秀指導者章

- ① 高校生又は 18 歳未満の勤労競技者の指導者(毎年各加盟団体に 1 名)。
- ② 長野陸上競技協会指導者功績章を受賞した者の中から推薦する。
- ③ 全国大会(全国高校、国民体育大会、日本実業団、日本選手権、ジュニアオリンピックなど)で上位入賞の選手を指導したもの。
- ④ 指導者としての経験が豊富で、長野陸上競技協会に役員等で貢献している者。

3 中学優秀指導者章

- ① 中学生競技者の指導者(毎年各加盟団体に 1 名)。
- ② 長野陸上競技協会指導者功績章の授賞した者の中から推薦する。
- ③ 中学生の全国大会(全日本中学陸上、通信陸上、ジュニアオリンピックなど)で上位入賞の選手を指導した者。
- ④ 指導者としての経験が豊富で、長野陸上競技協会に役員等で貢献している者。

- 4 高校優秀選手章
 - ①高校生又は18歳未満の勤労競技者(毎年各団体に1名)。
 - ②全国大会(全国高校、国民体育大会、日本実業団、日本選手権、ジュニアオリンピックなど)で上位入賞した者。
 - ③長野陸上競技協会に貢献度の高い競技者。
- 5 中学優秀選手章
 - ①中学生競技者(毎年各加盟団体に1名)。
 - ②中学生の全国大会(全日本中学陸上、通信陸上、ジュニアオリンピックなど)で上位入賞した者。
 - ③長野陸上競技協会に貢献度の高い競技者。
- 6 少年少女陸上競技指導者表彰(安藤百福記念章)
 - ①少年少女の陸上競技の指導者として、その育成や普及に特に功労のあった者。
 - ②毎年、各都道府県陸上競技協会より1名。

◎長野陸上競技協会関係

本協会の贈与する栄章及び諸記録章に関する規程第3条(栄章贈与の区分)のうち、1 功労章、2 勲功章、3 特別功績章、4 審判員功労章、5 指導者功績章の候補推薦について次の基準を設ける。

- 1 功労章(毎年若干名)
 - ①この協会の会長、副会長、理事長、理事、専門委員長、部長、評議員、及び加盟支部の会長、副会長を歴任したものでこの協会に功労のあった者。本協会の役職に10年以上従事した者
 - ②50歳以上の者(当該年度の3月31日を持って算定する)。
 - ③秩父宮章、東海陸上競技協会功労章及び(財)長野県体育協会有効章の受賞者は除く。
- 2 勲功章
 - ①全国大会(国民体育大会、日本選手権、全国高校、全国中学、日本ジュニア、ジュニアオリンピック、日本学生、日本実業団、都道府県対抗駅伝など)の入賞者及びチームで、この協会に貢献度の高い競技者。
 - ②現在この協会に登録している競技者、又は、ふるさと選手制度による競技者。
 - ③受章は1人1回限りとする。
- 3 特別功績章
 - ①この協会に多額の金品(20万円以上)を寄付した者。
 - ②この協会会員として多年にわたり(通算30年以上)本協会発展に貢献された者。但し、規程第3条(栄章区分)のうち、功労章、勲功章、審判員功労章及び指導者功績章受賞者は除く。
- 4 審判員功労章
 - ①審判員として多年にわたりこの協会に功労のあった者。(10年間に150回以上出席)
 - ②最近3年間に審判員として60回以上出席し、そのうち本協会主催の競技会における審判経験12回以上のもの。
 - ③50歳以上の者(当該年度の3月31日を持って算定する)
 - ④日本陸連S級公認審判員の資格を有する者。但し、60歳を越えたA級審判

員及びA級審判員で10年を経過し、55歳に達した者はその資格を有する。
(当該年度の3月31日を持って算定する)

5 指導者功績章

- ①優秀選手(勲功章、中学優秀選手章及び高校優秀選手章を受章するような選手)又は団体(学校、クラブ、及びチームなど)を多年にわたり指導育成した者。
- ②高校優秀指導者章及び中学優秀指導者章の受賞者は除く。

◎長野県体育協会関係

有功章個人の部は、長野陸上競技協会功労章を受章した者の中から推薦する。

◎長野県スポーツ振興功績者表彰審査選考基準

1 有功章(規程第2条第2号関係)

(1) 個人の部

- ア 加盟団体からの候補者推薦は、原則として1名とする。ただし特別の事情がある場合は2名までとする。
- イ 候補者の年齢は55歳以上とし、現職の教職員等については原則として除くものとする。
- ウ 候補者は当該推薦団体の役職に10年以上に亘り従事し、功績のあったものとする。ただし、学校体育団体においては副理事長以上の役職を2期4年以上、あるいは専門委員長10年以上従事し功績のあったものとする。
- エ 団体の役職の功績については、郡市以上の役職とする。

(2) 団体の部

- ア 団体の活動及び運営が定期的、計画的、組織的に行われているものとする。
- イ 活動の内容が地域等のスポーツ振興に貢献しているとともに、他の団体の範に足るものとする。
- ウ 創立から10年以上にわたる実績があり、活動が年々向上していると認められるものとする。

2 栄光章(規程第2条第3号関係)

(1) 個人の部

- ア 国民体育大会(これに準ずる競技会を含む)において次の成績を納めた競技者とする。
 - (ア) 2年以上連続優勝した競技者
 - (イ) 3年以上上位入賞した競技者
 - (ウ) 6年以上にわたり入賞した競技者
- イ オリンピックに出場したもの又は、国際的競技会において得に優秀な成績を収め、他の範となる競技者とする。

(2) 団体の部

- ア 国民体育大会(これに準ずる競技会を含む)において、次の成績を収めた団体とする。
 - (ア) 2年以上連続優勝した団体
 - (イ) 3年以上上位入賞した団体
 - (ウ) 6年以上にわたり入賞した団体

- イ 国際的競技会において得に優秀な成績を収め、他の範となる団体とする。
- 3 勲功章(規程第2条第2号関係)
- (1) 栄光章の基準に該当する競技者を育成し、かつ、当該団体の発展に寄与している指導者とする。
- (2) 候補者の年齢は原則として40歳以上とする。
- 4 候補者の内申は、表彰実績が生じた日から原則として2年以内とする。
- 5 有功章、栄光章、勲功章の受賞制限
- (1) 個人の部
それぞれ1人1回限りとする。ただし、オリンピック入賞者は除く。
- (2) 団体の部
1団体1回限りとするが、出場者又は構成員が変わった時はこの限りでない。
- 6 表彰規程第3条の内申がなくとも、県体協の推薦については表彰することができる。
- 7 1の(1)に規定する「役職」とは次のものをいう。
会長、副会長、理事長、副理事長、理事、競技団体の支部長及び専門委員長以上とする。
但し、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、競技団体の各専門委員長のいずれかの職を現在あるいは過去において経験したものに限る。

附 則

本推薦規程は平成24年12月1日から施行する。